

イギリス1870年初等教育法の展開(四)

—ロンドン教育委員会の活動(中)—

浦野 東洋一

も く じ

はじめに

I 教育調査及び統計

- A 法律の規定と調査の経過
- B 調査の結果

II 学校設置の状況

- A Voluntary Schools の教育委員会への移管
- B ロンドン教育委員会による学校設置
- C 学校建築基準

III 学校の管理運営

- A 1876 年学校管理規則
- B 校長および教師の採用

IV 教育課程

- A 政府の教育内容政策
- B ロンドン教育委員会の教育内容政策

◀以上、本紀要前号▶

C Individual Subjects

- 1 宗教教育
- 2 読み方、書き方、算数
- 3 English
- 4 Object Lessons and Science
- 5 History and Geography
- 6 その他の教科

V 庶民のための中等教育への動向

- A Higher Standard Schools
- B Higher Grade Schools
- C Higher Elementary Schools
- D Classification

VI 教師教育

- A 校長による pupil-teachers の教育
- B Evening School から Teachers' centre へ

IV 教育課程 (つづき)

C Individual Subjects

- 1 宗教教育

先にみたように、1871年6月14日のロンドン教育委

員会の決定は、“1871年3月8日のロンドン教育委員会決定にもとづく「聖書」および「宗教と道徳の原理」を、必修教科の最初にあげていた。その1871年3月8日の決定とは、W. H. Smith の提案によるもので、採決の結果38対3で決定された。その内容は、次のとおりであった。⁴⁴⁾

教育委員会が設置した学校においては、聖書が読まなければならない。そして、道徳と宗教の原理にもとづき、子どもが理解できるような説明と教授がなされなければならない。ただし、

(1) この説明と教授は、形式的にも内容的にも1870年初等教育法の第7条、第14条が厳守されなければならない。そして、教育委員会が設置した学校においては、子どもを特定の宗派 (any particular denomination) に近づけようとするいかなる試みもなされてはならない。

(2) 本決議の全部もしくは一部の適用を特定の学校について免除すべき特別な理由がある場合には、当該学校の学校理事、親、当該地域の納税者は、教育委員会に申し出ることができる。教育委員会はその申し出について検討し、決定しなければならない。

1870年初等教育法は、学校に宗教教育を義務づけたわけでも、宗教教育を禁止したわけでもなかった。一般に public elementary school では、良心条項、時間表条項 (第7条) の条件を守りさえすれば特定の宗派にたつ宗教教育を行うことができる規定となっていた。ただしそのなかの school provided by a school board は、クーパー・テンプル条項 (第14条) により、特定の宗派にたつ宗教教育を行うことが禁止されていた。この場合でも、宗教教育一般 (キリスト教の教育) が禁止されているわけではなかった。1870年初等教育法の宗教教育についての規定のしくみは、およそ以上のとおりである。⁴⁵⁾

これにたいし、上記1871年3月8日のロンドン教育委員会の決定は、原則として、教育委員会が設置した学校に非宗派的な宗教教育 (キリスト教の教育) を義務づけている点で特徴的である。勿論、ただし書第1項によって、1870年初等教育法第7条、第14条の厳守についてダメ押ししているほか、ただし書第2項によって、例

えば世俗教育のみの学校が存在しうる可能性も開いている。したがって、1870年初等教育法の宗教教育についての規定のしくみと、1871年3月8日のロンドン教育委員会決定の内容との間に矛盾はないといえる。

その後、1875年6月に、Religious Tract Societyと結びついた教育委員のFrancis Peek氏から、ロンドン教育委員会に対し、宗教教育奨励基金とも呼ぶべき資金が寄贈された。それは、voluntary examinationで聖書の知識について優れた成績をおさめた生徒に、毎年、賞(prizes)を出そうというものであった。そこで1876年以降、毎年第1部試験と第2部試験がおこなわれるようになった。第1部試験は初歩的な部門の試験であり、各学校の校長によって実施された。第2部試験は、Standard V以上の生徒およびpupil-teachersのなかから選抜された者が受験した。1876年に最初におこなわれたこの試験には、第1部試験で43,238名の生徒が、第2部試験で2,430名の者が受験した。受験者の数は徐々に増え、1902年には、第1部試験で312,977名の生徒が、第2部試験で6,957名の者が受験したという。⁴⁶⁾

なお、上記1871年3月8日のロンドン教育委員会決定中の「道徳と宗教の原理」という文言は、1894年1月25日に、「キリスト教と道徳の原理」に修正された。

2 読み方、書き方、算数

読み方教育についてロンドン教育委員会がおこなった仕事は、大きく分けて二つあったようである。ひとつは、読み方教授方法の調査及び研究、開発活動ともいべきもので、ロンドン教育委員会内部のSchool Management Committeeが担当した。すぐれた教師の実践をあつめたり、異なった教授方法を実験的に試みたり、校長に対し講演会を開催したりした。いまひとつは、学校図書室の整備であった。子どもが読書に興味をもつようにするために、ロンドン教育委員会は、1877年以降各学校にlending librariesを設置しはじめた。当初それは、ある期間ごとに学校間で図書を交換する方式がとられていたが、しだいに各学校に固定する方向で発展していった。

書き方教育については、ロンドン教育委員会はほとんど積極的な活動はしなかったようである。ただ学校段階のちがいで異なった書き方を教授することから生ずる不都合を解消するために、書き方教育の方法の統一について検討するよう、毎年開かれる校長協議会に求めている。ロンドン教育委員会みずから、統一した書き方教育の方法を提示することは、けっして無かった。注目されることは、1900年7月にロンドン教育委員会が、衛生上の理由から、学校にslateを供給することを止める決定をしていることである。

算数教育についても、ロンドン教育委員会は、独自の活動をほとんどしなかったようである。政府の定めるCodeにより、そのシラバスは最も安定していたように見える。

〈表4〉は、以上の3教科についての、H. M. Inspectorによる試験の合格者の比率である。そこから、年々学力が向上したことがうかがわれる。

〈表4〉 3教科の試験合格者の比率

年度	Reading	Writing	Arithmetic
1873年	87.9%	83.3%	76.8%
1876	87.1	83.7	77.9
1879	88.2	84.7	80.0
1882	92.1	90.0	85.0
1885	95.1	89.2	87.4
1888	96.0	91.1	89.0
1891	97.4	93.3	91.1

(注) 1. 3教科についての個別的な試験は、1891年をもって廃止された。

2. Final Report of the School Board for London, 1904, p.101より作成。

3 English

読み方と書き方が独立した必修教科としてあるうえで、の国語(English)という教科は、あいまいで不安定なものであった。ロンドン教育委員会の所管する学校のカリキュラムの歴史のなかで、おそらくもっとも不首尾な教科であったとされている。

まず、1870年から1875年までの間、補助金(special grant)の対象となる選択教科として文法(Grammar)が置かれたが、ロンドン教育委員会所管の学校の生徒で、HMIの試験に合格した者は、1873年に70名、1875年までに465名にすぎなかった。

そして、本章Aですでにふれられているが、1875年の政府によるCode改訂によって、Grammarは“class subject”の選択教科とされた。しかし、その内容、程度は、次のように貧弱なものであった。⁴⁷⁾

Standard II・・・読まれた文章の一節のなかの名詞を指摘する。

Standard III・・・名詞、動詞、形容詞を指摘する。

Standard IV・・・単純な文を、文法的に解剖する。

Standard V・・・単純な文を、文法的に解剖し、分析する。

Standard VI・・・短い、複雑な文章を文法的に解剖し、分析する。

ついで、このこともすでに本章Aで記述されているが、

1876年にEnglish Literatureが“specific subject”の選択教科とされた。しかし、その内容も次のように不十分なものであった。⁴⁸⁾

1st Year・・・詩を100行暗記し、意味と引喩を知る。簡単なテーマで手紙を書く。

2nd Year・・・初めての詩を200行復唱し、意味と引喩を知る。平易な散文の一節をパラフレーズする。

3rd Year・・・初めての詩を300行復唱し、意味と引喩を知る。視学官の与える題で手紙もしくは文章を書く。

1882年に、このGrammarとEnglish Literatureが合体して、ここに“English”という教科が、“class subject”として成立した。そして、1890年までの間、クラス教科を採用する場合には必ず“English”を含まなければならないとされていたので、ロンドン教育委員会の所管する学校のほとんど全部が、“English”の授業をとり入れた。しかし、この“English”の内容は、旧来のGrammarとEnglish Literatureの内容を単純に合体しただけで、そこに何らの新しい工夫はなされなかった。クラス教科としての“English”は、貧弱で機械的な授業として不人気であった。

その結果、1890年には、クラス教科を採用する場合でも“English”は含まなくともよいこととされた。このため“English”の授業を受ける生徒数は急減し、1890年には名簿登録数の47.7%、219,749人、1900年には同じく18.6%、100,425人となった。(〈表5〉を参照されたい。)

そこで1900年のBlock Grant Codeにおいては、“English”は必修教科に指定された。ただしこの改訂において“English”は、正しい国語を身につけるに必要なReading, Recitation, Writing, Composition, およびGrammarを含むものとして、まったく新たな内容と位置づけが与えられたのであった。

“English”にかかわる以上の制度的変遷は、ほとんど政府のCodeの改訂によるものであって、ロンドン教育委員会の独自の活動は、本稿が依拠している報告書によっては知られない。

4 Object Lessons and Science

1870年代から1880年代にかけて、自然科学教育に積極的であったのはロンドン教育委員会の側であり、政府はほとんど積極的な関心を示さなかったようである。

ロンドン教育委員会は、当初はProfessor Huxleyの、後にはDr. Gladstoneの指導のもとで、自然科学系の教育に積極的であった。1870年代の前半においてさえ、多かれ少なかれ体系化されたObject Lessonsをおこなっていた熱心な教師がいたという。ロンドン教育委員会

は、1878年には、低学年のObject Lessonsと高学年のScienceの詳細なシラバスを刊行している。1881年当時の、ロンドン教育委員会所管の学校における、政府補助金の対象となる“specific subject”としての自然科学系の授業の履習生徒数は、次のとおりであった。⁴⁹⁾

(〈表6〉も参照されたい。)

Animal Physiology	6,901人
Botany	411人
Mechanics	51人
Physical Geography	3,342人

最後のPhysical Geographyは翌1882年には“specific subject”の指定から外されてしまうが、それを除けば、自然科学系の教育といってもAnimal Physiologyにかたよっていた様子が見られる。

そこでロンドン教育委員会は、こうした実績と現状をふまえて、1881年に教育局に覚え書をおくり、政府に対して自然科学系の教育の重視を要請した。

他方、政府の方は、1870年初等教育法が成立して以降も、そのCodeに通常のカリキュラムとしてObject LessonsやScienceを規定したことはなかった。1871年のCodeで、上級のstandardsの生徒に科学の教科を受験できる道を開いたが、それは才能ある生徒が特別に学習するという例外的な場合を想定してのことであった。また、1875年のCode改訂により、Standard I以上の生徒が履習する“class subject”が導入されたときも、その教科指定にはObject LessonsもElementary Scienceも含まれていなかった。

ところが、先に述べた1881年のロンドン教育委員会からの要請の直接的結果として、1882年のCode改訂において、次の措置がとられた。

- (1) Infants' schoolにおいてObject Lessonsおよび自然現象、生命、職業についての平易な授業を奨励する。
- (2) Senior schoolにおいて、Elementary Scienceを政府補助金の対象となる“class subject”とする。

ただし、1882年Code改訂においては、同時に、同じ“class subject”としてEnglishが指定され、しかもクラス教科を採用する場合には必ずEnglishを含まなければならないとされた。このためクラス教科としてのElementary Scienceの履習生徒が、1882年以降急増するということとはなかった。しかし、1890年にEnglishの特別扱いが廃止されると、クラス教科としてのElementary Scienceの履習生徒は増えはじめ、逆にEnglishのそれは減りはじめた。1895年にObject Lessonsが“class subject”に指定されたことも、この

傾向に拍車をかけたといわれる (Object Lessons の指定は、1898年に削除された)。<表5>は、この様子を数字で示したものである。

〔表5〕 “class subject”であるEnglishおよびElementary Scienceへの平均出席者数

Year ended Lady-day.	English.	Elementary Science.
1890年	219,749人	2,224人
1891	215,523	2,293
1892	193,477	26,674
1893	172,824	40,208
1894	164,259	49,367
1895	168,733	52,982
1896	169,046	62,494
1897	153,094	86,638
1898	127,663	70,626
1899	82,245	56,183
1900	100,425	173,462
1901	107,569	163,434

(注) 1. 1899年の数値が異常に少ないのは、その年の報告書の受理が不完全だったためである。
2. Final Report of the School Board for London, 1904, p.127より作成。

つぎに、ロンドン教育委員会は、1883年に化学と物理学の初歩的な実験器具の整備に着手し、1885年には巡回実験教師 (peripatetic demonstrator) を置いた。また、ロンドン教育委員会はこの方面での現職教育にも力をそそぎ、1891年にはロンドンの何ヶ所かに practical science の教授法についての教室を設け、1899年には School Management Committee が自然科学教授法の教室を開設した。こうした努力もあって、HMI による試験に合格した Standard N~M の生徒個人あたりで支出される政府補助金の対象となる “specific subject” およびその歴史的系列に属する自然科学系の教科の履習生徒数は、<表6>でみられるように増加した。しかし、これらの教科の具体的な授業内容については、本報告書によっては知られない。

5 History and Geography

History と Geography は、1871年の政府の Code で選択教科に指定され、1875年の改訂で選択教科のうち “class subject” に指定されたことは、すでに本章 A でふれた。しかし、19世紀を通じて、History が時間割のうえで独立して扱われるのはごくまれであり、Historical Readers として扱われるのが一般的であった。

その履習状況は、<表7>のとおりである。

〔表7〕 “class subject”であるGeographyおよびHistoryへの平均出席者数

Year ended Lady-day.	Geography.	History.
1890年	124,492人	2,468人
1891	123,522	3,322
1892	136,007	9,846
1893	145,139	12,716
1894	149,853	16,732
1895	168,289	20,366
1896	179,984	22,553
1897	184,974	24,283
1898	182,352	26,761
1899	160,945	20,765
1900	184,279	24,412
1901	199,110	26,904

(注) 1. 1899年の数値が少ないのは、その年の報告書の受理が不完全だったためである。
2. Final Report of the School Board for London, 1904, p.127より作成。

1896年5月7日、ロンドン教育委員会は、Geography と History の教育を奨励するために、次の措置をとることで合意した。

- (1) 地理および歴史の授業が系統的におこなわれている学校ごとに、地理および歴史にかかわる事項をテーマにした最も秀れた作文を書いた生徒を1名表彰する。
- (2) 上記の学校ごとに1名表彰された者のなかから、さらに優秀な者を表彰する。

1900年に、block grant の導入にさいし、Geography と History は必修科目に指定された。これに対応し、ロンドン教育委員会は、次のような措置をとった。⁶⁰⁾

- (1) 1901年に、歴史教育および他教科との関係についての理解を校長および教師に広める活動に着手した。この活動には、Professor H. L. Withers が協力した。
- (2) 1901年に、子どもたちが住んでいるロンドンの各地域の歴史について、映写スライド付で子どもに話す計画をつくり、実行に移した。
- (3) 1901年、民間からの寄付を受け入れ、ロンドンとその歴史についての学習を奨励する賞とした。
- (4) 学校教師間で地理と歴史のサークルをつくることを奨励し、研究協議や教材の開発などにあたせられた。

<表 6>

Passes or Presentations in "Specific" Subjects on which Grant was received (1876 to 1899), together with the number of units of twenty-four hours' Instruction given in "Specific" Subjects (1899 to 1901), and the Number of Scholars receiving Instruction in Optional Subjects (1902 and 1903).

Year Ended	Animal Physiology	Botany	Domestic Economy	English Literature	French	Latin	Mechanics	Physical Geography	Mathematics	German
Dec., 1876	1,015	35	372	1,109	185	4	36	625	---	---
" 1879	4,115	75	3,558	8,041	302	1	11	2,442	109	---
" 1882	8,096	571	8,906	21,307	447	2	33	4,327	161	---
Sept., 1885	5,000	440	2,909	---	423	---	174	---	---	---
Mar., 1888	5,454	468	4,597	---	782	---	768	---	---	---
" 1891	3,530	500	4,868	---	1,007	---	4,806	---	---	---
" 1894	3,789	790	7,590	---	2,675	---	9,584	---	---	3
" 1897	5,233	1,334	10,863	---	3,867	---	11,902	---	---	---
" 1900	11,354	4,948	32,348	---	18,553	---	31,440	---	---	178
" 1903	11,599	9,532	896	---	47,868	313	17,370	---	27	863

Year Ended	Chemistry	Physics			Principles of Agriculture	Algebra	Euclid and Mensuration	Hygiene	Short-hand	Book-Keeping	Natural Philosophy
		Sound, Light and Heat	Magnetism and Electricity								
Dec., 1876	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
" 1879	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
" 1882	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
Sept., 1885	113	132	478	477	2,897	102	---	---	---	---	---
Mar., 1888	341	199	686	265	3,905	---	39	---	---	---	---
" 1891	365	157	383	156	3,414	---	9	7	---	---	---
" 1894	809	---	758	---	5,169	89	20	1,543	370	32	---
" 1897	1,147	34	1,098	---	7,277	321	208	2,081	671	165	---
" 1900	4,767	891	3,655	---	36,435	---	680	6,485	2,000	---	---
" 1903	7,510	117	1,960	---	30,382	---	3,174	5,483	2,451	---	---

Year Ended	Elementary Science	Experimental and Practical Science	Domestic Science	Mensuration	Elementary Physics and Chemistry	Euclid	Physics	Physiography
Dec., 1876	---	---	---	---	---	---	---	---
" 1879	---	---	---	---	---	---	---	---
" 1882	---	---	---	---	---	---	---	---
Sept., 1885	---	---	---	---	---	---	---	---
Mar., 1888	---	---	---	---	---	---	---	---
" 1891	---	---	---	---	---	---	---	---
" 1894	61	45	---	---	---	---	---	---
" 1897	140	446	---	---	---	---	---	---
" 1900	623	3,187	967	1,048	2,194	37	---	---
" 1903	11,953	4,105	3,064	3,807	11,352	3,997	7,498	290

Final Report of the School Board for London, 1904, pp.128-129より作成.

(5) 19世紀の末からHigher Grade Schoolsの一部で修学旅行 (school journeys) がおこなわれ始めていたが、1904年1月に、School Management Committee は修学旅行についての会議を開催することで合意した。

6 その他の教科

ロンドン教育委員会が力を入れた教科としては、このほかにDrawing, Singing, Drill, それに女子生徒のためのNeedleworkとDomestic Subjectsなどがある。本章Bですでにふれたように、1871年6月14日にロンドン教育委員会は、独自に、Elementary Drawing, Music and Drill, (Girls' schools について) Plain Needlework and Cutting outなどを必修教科として指定した。

まずDrawingについてみると、その後1874年にロンドン教育委員会は次のように決定した。

- (1) すべてのStandardsでDrawingの授業がおこなわれるべきこと。
- (2) その内容は、Freehand Drawing, Model Drawing, Geometry Drawing, Perspective Drawing, Memory Drawingとする。
- (3) 授業時間は、週あたり男子2時間、女子1時間半とする。

当時Drawingについて試験をおこない、国庫補助金を支出していたのは教育局 (Education Department, at Whitehall) ではなく、学芸局 (Science and Art Department, at South Kensington) であった。そこでロンドン教育委員会は、同じく1874年に、各学校は毎年生徒に学芸局の試験を受けさせ、その結果をSchool Management Committeeに報告すべきことを決定した。1876年のその結果は、試験合格者数Freehand Drawing 4,028人, Geometry Drawing 282人, Model Drawing 264人にすぎなかった。こうした状況に対処するため、教師にDrawingの教員資格を修得することを奨励し、この資格をもっている教師には手当を支給(1874~1883年の間)するとともに、研修のための教室やセンターを開設するなどの活動をおこなった。また1877年以降、毎年展覧会を開催し、学校に刺激を与えた。1882年にはDrawingのための視学官を配置した。

Singingについてみると、早くも1872年にはそのための視学官が任命され、この視学官の指導による教師の音楽教室が開かれている。最初の学年別シラバスは1876年に作成された。また、最初のコンクールが同じく1876年にCrystal Palaceで開かれ、その後毎年開催から3年に1度開催へと変化はあるが、伝統的な行事となった。

Drillについてみると、音楽よりも早く1871年には

視学官が任命され、男子教員向けの体育教室を開き、教員に試験を課している。1876年には女子教員のための体育教室も開設されている。最初の運動会は1873年にRegent's Parkで開かれ、1876年以降優勝旗が争われたが、争いがひどくなったので1896年に緩和措置がとられ、1898年以降はAlbert Hallで毎年ではなく開かれるようになったという。⁵¹⁾ 特に1890年代には水泳教育が普及したようである。

V 庶民のための中等教育への動向

A Higher Standard Schools

初等教育の裾野を広げれば、そのなかから中等教育への要求が生まれるのは、ほぼ必然的なことであろう。1871年の政府Codeは、6段階のstandardで構成されていたが、1882年になって第7段階のstandardが追加された。しかし、Standard VIIを修了した子どもの相当数が、さらに学校に残って勉強するという事態が生じた。貧しい学校のこうした居残り組やStandard V, VIの子どものための教育条件は劣悪であった。彼等は少人数のため、担任教師は配置されず、自習するかStandard Vの生徒と一緒に学ぶしか仕方なかったのである。

ロンドン教育委員会は、Higher Standard Schoolの創設により、そうした事態の打開をはかろうとした。1887年5月5日の次の決定がそれである。⁵²⁾

教育局の定める一般的な基準にしたがって教育局の認可を得、かつSchool Management Committeeの同意を得て、数校にちらばっているStandard V, VI, VIIの子どもたちを1ヶ所にあつめて教育することができる。

この学校がHigher Standard Schoolと称されたわけである。この措置により、学校の編成上の困難はなくなり、教職員の配置と給与の効率が良くなるとされた。実際に、1889年までに18校がHigher Standard Schoolとして認められた。

その条件整備についてロンドン教育委員会は、1891年2月19日に、浪費だということで若干の反対意見があったが、22対8で次の決定をおこなった。

(1) Higher Standard Schoolには、

- ① a room for manual instruction
- ② a room for science
- ③ a room for drawing

の3教室を備えなければならない。②と③の教室は男女兼用とする。

(2) 女子校の場合には、advanced cutting-outを教えるための設備をととのえなければならない。

(3) Higher Standard Schoolを付置する学校の増

改築にあたっては、50人以下の座席を備えた教室を、少なくとも2教室設置しなければならない。

(4) 上記(3)の増、改築が不可能な場合には、Higher Standard School を付置する junior mixed school の新設を検討するものとする。

同じ1891年の6月11日に、ロンドン教育委員会は、Higher Standard School においては午後の授業を5時までおこなうことができる旨定めた。Five o'clock Rule と呼ばれたものである。さらに、校長から遅くまで勤務することを命じられた教員に対しては、週あたり5sの手当が支給されることとなった。

B Higher Grade Schools

科学技術教育を中心とした中等教育の振興は、産業界の要求であり、政府の政策でもあった。学芸局は多額の補助金を出し、試験も実施していた。学芸局から多額の補助金をうけている学校は、1900年のコッカートン判決(第1審判決)までは、学芸局により、初めは“Organised Science Schools”後には“Schools of Science”と呼ばれていた。

こうした事情もあり、教育委員会の設置した学校であっても、たいがい higher standards の生徒をかかえるようになった。そこで1898年に、ロンドン教育委員会は Higher Standard Schools という名称を“Higher Grade Schools”という名称に変更することを決めた。そして、翌1899年には、次の2つの重要な決定がなされた。

第1に、Higher Grade Schools の教師の選任は、特別委員会(教育委員会内部の小委員会)の勧告にもとづいて School Management Committee がおこなうこととされた。地域の学校理事の関与が排除されている点が注目される。

第2に、Higher Grade Schools の教師には、特別給与表が適用されることになった。これにより、1891年以來の「週あたり5sの手当」は支給されなくなった。

次にカリキュラムについてみる。カリキュラムは校長が作成するわけであるが、1900年以來ロンドン教育委員会は、次のように最低授業時数等を定めている。⁵³⁾

まず男子校(Higher Grade Boys' Schools)の場合、いわゆる授業時間は、午前9時~12時、午後2時~5時の1日6時間(週30時間)である。その内訳は、出席登録に10~15分(週1時間15分)、聖書および宗教行事に30分(週2時間30分)、レクレーションに週1時間40分、以上計週あたり5時間25分の枠がまず設定されている。残りの時間が世俗教育にあてられるわけで、それは24時間35分である。このうち、義務教科とその最低時数

が以下のように定められている。

1 算数及び数学	週	3時間30分
2 実験科学	週	2時間
3 国語(作文を含む)	週	3時間30分
4 歴史及び地理	週	2時間
5 外国語	週	2時間
6 Drawing	週	2時間
7 Systematic Physical Exercises	週	1時間

義務教科の最低時数の計は週16時間であり、残りの週8時間35分は、校長の裁量によって時間割を作成することとされている。

つぎに女子校(Higher Grade Girls' Schools)の場合、1日6時間、週30時間という数字も、出席登録、聖書・宗教行事などの時間数も男子校と同じである。義務教科とその最低時数は、以下のとおりである。

1 算数及び数学	週	3時間
2 実験科学	週	2時間
3 国語(作文を含む)	週	4時間15分
4 歴史及び地理	週	2時間
5 外国語	週	2時間
6 Drawing	週	2時間
7 Systematic Physical Exercises	週	1時間
8 Needlework for Standard VII	週	2時間
9 唱歌	週	45分

この計は週19時間であり、残りの週5時間35分は、男子校の場合と同じく校長の裁量により時間割が作成されるわけである。

男子校と女子校のカリキュラム基準をくらべてみると、女子校で少ないのは「算数及び数学」の30分間だけであり、「国語」が45分間多いほか、“Needlework”や「唱歌」があらたにつけ加わっている。

このカリキュラム基準は、Standard VII以上の生徒に適用されたが、校長は、それより下位のStandardsの生徒のための時間割も、この基準に近づくように作成しなければならないとされていた。

ロンドン教育委員会所管のHigher Grade Schools は増加し、1900年には79校となった。そのうち4校は、学芸局の影響下にあるScience Schoolsであった。

C Higher Elementary Schools

1900年コッカートン第1審判決が出される直前、政府の教育院(Board of Education)は、Higher Elementary Schools を設置する覚え書を出した。それによれば、Higher Elementary Schools として承認される

ための主な条件は次のとおりであった。⁵⁴⁾

- (1) この学校は完全な4年課程の教育をおこなうよう組織されなければならない、その課程は教育院によって承認されなければならない。
- (2) この学校に入学できる者は、次の者のみとする。
 - ① Public Elementary Schools で、すでに最低2ケ年の教育を受けた者。
 - ② 教育院の視学官により、Higher Elementary Schoolsの授業を履習する能力があると認められた者。
- (3) 15才の時の学年が終了して以降は、何人もHigher Elementary Schools にとどまることはできない。15才を超えた子どもは、この学校に通学することはできないこと。
- (4) この学校がその地域に必要であること、および校舍敷地がHigher Elementary Schoolに適していることを教育院に認めさせること。

この覚え書は、同時に、この学校に対する高額の補助金について定めていた。そこでロンドン教育委員会は、すでに存在していた79校のHigher Grade SchoolsをそのままHigher Elementary Schoolsとして承認するよう教育院へ申請した。いくつかのやりとりがあったが、結果としては7校が承認されただけであった。ごくわずかし承認されなかったのは、教育院がHigher Elementary Schoolsのカリキュラムを、“Schools of Science”のそれと同様なものであるべきだ、と考えていたからであった。

承認された学校の数は少なかったが、庶民の中等教育を重視しようとするロンドン教育委員会の方針に変化は無く、1901年には、ロンドンのHigher Grade SchoolsとHigher Elementary Schoolsに入学試験制度が導入された。それは、近隣から最も有能な学生を入学させるという企図によるものであり、受験資格は、①12才もしくは13才未満の者、②Standard V以上の学習内容の受験に適した者、とされた。

注目すべきことは、学校への入口に入学試験を導入しただけでなく、学校の出口へも試験を導入し、また奨励したことである。すなわち、1900年6月に第1回目のMerit Certificate Examinationが実施された。この試験は2日間にわたり筆記および口頭でおこなわれ、受験資格は、Standard VI以上のクラスでその年学んでいる者で、かつ原則として13才以上の者とされた。1901年以後は、毎年7月に実施された。ロンドン教育委員会は、国家試験廃止後、この試験を重視し、受験を奨励したので、〈表8〉のように、受験者は特に1903年に急

増した。

〈表8〉 Merit Certificate Examinationの状況

	男 子		女 子	
	受験者	合格者(率)	受験者	合格者(率)
1900年	718人	280人 (38.9%)	881人	386人 (43.8%)
1901年	1,110	338 (30.4%)	1,082	383 (35.3%)
1902年	1,262	703 (55.7%)	1,344	804 (59.8%)
1903年	3,488	1,624 (46.5%)	3,299	1,621 (49.1%)

(注) Final Report of the School Board for London, 1904, p.135より作成。

同じ1900年に、ロンドン教育委員会は校長に対し、The Oxford and Cambridge Local Examinationsなどの、教育委員会が承認する外部試験の受験を生徒に奨励するように指示した。そして、School Management Committeeの勧告をうけてロンドン教育委員会は、そうした外部試験に合格した者で、かつ、Merit Certificate Examinationに少なくとも1年前に合格した者もしくはStandard VI以上の課程を修了した者に、Honour Certificatesを授与することとした。しかしこれは大変難しいことだった様で、その授与者数は、〈表9〉のとおりである。

〈表9〉 Honour Certificatesの授与者数

	1900年	1901年	1902年	1903年
男 子	21人	25人	52人	200人
女 子	117	98	163	318
計	138	123	215	518

(注) Final Report of the School Board for London, 1904, p.136より作成。

D Classification

本章では、Standardsという用語がしばしば出てきた。ここで、子どもの編制、等級づけについてみておくことにする。

生徒がすべて年次試験をうける“payment by results”制度の下では、政府は厳密なclassificationのルールを制定することが可能であった。そのルールの骨格は、次の2点であった。

(1) 7才以上のすべての子どもは、Standard I の試験を受けるよう要求される。

(2) 原則として、すべての子どもは1年に1 standard 進級するものとする。

しかし現実には、多くの子どもがStandard I で定められた教科を7才になるまでに習得できなかったし、また、1年に1 standard の割合で進級することのできない子どもも多かった。この意味では、政府のルールは「理想」にすぎなかった。このことは、1886年以降のデータである<表10><表11>からもうかがえることである。(例えば、等級間の構成比のアンバランス、等級に属する生徒数と年令別の生徒数とのアンバランスに注目。)

そこでこのルールは、若干の変動をみたが、補助金制度の大改革ともからんで、1900年には上記(2)にかかわるルールが、翌1901年には上記(1)のルールが廃止された。

1904年現在のロンドン教育委員会の規則は、“6才と7才にたっした子どもは、学年の初めに、それぞれStandard I と Standard II の学習を始めることができるようにするのが原則であることを、教師は心がけなければならない。”というような、ゆるやかなものとなっている。⁵⁵⁾

VI 教師教育

A 校長による pupil-teachers の教育

H. C. Dent によれば、19世紀の前半における労働者大衆の子弟の初等学校においては、Monitorial system を採用している学校が優れていた。しかし、徐々にその限界は明らかになり、鋭い眼をもつ教育関係者にはがまんのできないものとなった。Dr J. Phillips Kay もその一人であり、彼がオランダの教育の実際からヒントを得て、Norwood の学校でみずから pupil-teacher system の実験にのり出したのは、1838年のことであった。

この実験は成功し、Kay-Shuttleworth (同一人物) の工夫した pupil-teacher scheme は、1846年に、枢密院教育委員会により全国に導入された。その scheme の大要は、次のとおりであった。

- (1) 学問ができ、道徳的にも立派で、肉体的にも健康な、13才以上の初等学校生徒を慎重に選抜して、やはり慎重に選抜された優秀な校長の徒弟とする。徒弟期間は5年である。
- (2) 彼等は授業を教える。そのほかに、週に5日間毎日、授業の始まる前もしくは放課後に、少なくとも1時間30分の指導を、校長からうけるものとする。
- (3) 彼等は毎年度、国の視学官(HMI)による試験をうけるものとする。

(4) 彼等は、枢密院教育委員会から手当を支給される。その額は、男子の pupil-teacher においては、初年度をL10とし、以後1年につきL2 10S.づつ増額する。ただし手当の最高限度額をL20とする。女子の pupil-teacher に対する手当は、男子のそれのおよそ3分の2の額とする。

(5) pupil-teachers がその学校もしくはその他のところからいかなる額の収入を得ていようと、上記の枢密院教育委員会からの手当は支払われるものとする。

(6) pupil-teachers を監督し、指導した校長には、次の額の手当が支給される。

① 1人の pupil-teacher を受けもった場合・・・年額L5

② 2人受けもった場合・・・年額L9

③ 3人以上受けもった場合・・・3人目から1人につき年額L3を加算する。ただし、この手当の最高限度額を、年L15とする。

④ “gardening”, “laundrywork” などの practical subjects を指導した校長には、特別に手当が増額される。

(7) 上記の校長に対する報酬は、彼の指導した pupil-teachers が上記(3)の HMI の毎年の試験に合格し、HMI から“進歩のあとがみられ、性格も良い”と認定された場合のみ支払われるものとする。

(8) pupil-teachers は、学校に登録している生徒数の25人につき1人の割合まで採用することができる。

(9) 5年の徒弟期間を成功裡に修了した pupil-teacher に対しては、枢密院教育委員会から次の資格が付与された。

① 毎年おこなわれる“Queen’s Scholarships” のための試験の受験資格。この試験に合格すると Training college に入学し、男子の場合年額L25の、女子の場合年額L20の maintenance grant を得ることができる。

② “Uncertificated Teacher” として、初等学校 (grant-aided elementary school) の教師となることができる。

③ 下級の国家公務員となることできる。(ただしこの項目は、1852年に削除された。)

(10) Training college の1年課程、2年課程、3年課程を成功裡に修了した者に対して、それぞれ、1級教員免状、2級教員免状、3級教員免状が与えられる。これらの者が教師となった場合、通常の給与のほかに、枢密院教育委員会から次の割増賃金が支払われる。

1級教員免許状所有者・・・年額L15ないしL20

〈表10〉 学校に登録している生徒のStandard別構成(実数と比率)

At Lady -Day	Below I.	I.	II.	III.	IV.	V.	VI.	VII.	Ex-VII	Total
1886	99757 26.6	75287 20.0	56633 15.1	51267 13.7	44038 11.7	29201 7.8	14805 3.9	4599 1.2	...	375587
1887	111599 27.5	80716 19.9	59819 14.7	53028 13.1	45695 11.2	32453 8.0	17154 4.2	5508 1.4	...	405972
1888	111911 26.9	80369 19.3	62319 15.0	54541 13.1	46778 11.3	33777 8.1	19276 4.7	5953 1.4	686 .2	415610
1889	119813 27.8	81293 18.9	62715 14.5	56545 13.1	48725 11.3	34501 8.0	20368 4.7	6593 1.5	765 .2	431308
1890	121968 27.8	81364 18.6	62878 14.4	57179 13.1	50222 11.5	36134 8.3	20494 4.6	6791 1.5	1026 .2	438056
1891	129241 28.9	83161 18.6	64203 14.3	57115 12.8	49410 11.0	36365 8.1	20784 4.6	6748 1.5	1080 .2	448107
1892	137492 29.6	83710 18.4	66474 14.3	58471 12.6	50126 10.8	36376 7.8	21309 4.6	7552 1.6	1632 .3	465142
1893	142612 30.0	85542 18.0	67626 14.2	60919 12.8	50631 10.6	36632 7.7	21676 4.6	8026 1.7	2159 .4	475823
1894	145477 30.0	87020 17.9	68794 14.2	61154 12.6	52160 10.8	37263 7.7	22363 4.6	8285 1.7	2544 .5	485060
1895	147028 29.7	85672 17.3	70403 14.2	62835 12.7	53445 10.8	39226 7.9	23673 4.8	10060 2.0	2778 .6	495120
1896	151344 29.8	84188 16.6	70830 13.9	64057 12.6	55056 10.8	41470 8.2	25899 5.1	11521 2.3	3724 .7	508089
1897	155270 30.0	83170 16.1	69140 13.4	64555 12.5	56494 10.9	43569 8.4	27591 5.4	13017 2.5	4293 .8	517099
1898	167296 32.2	83520 16.1	67963 13.1	63160 12.2	54790 10.6	41563 8.0	25517 4.9	11529 2.2	3673 .7	519011
1899	171205 32.5	83463 15.8	69812 13.2	63348 12.0	54736 10.4	42706 8.1	26142 4.9	12552 2.4	3865 .7	527829
1900	170433 32.3	81945 15.5	68286 13.0	62990 12.0	55857 10.6	42616 8.1	27498 5.2	13336 2.5	4218 .8	527179
1901	167120 31.4	82928 15.6	68130 12.8	64002 12.0	56159 10.5	45262 8.5	29220 5.5	15382 2.9	4399 .8	532602
1902	163061 30.1	83817 15.5	69000 12.8	65343 12.1	57562 10.6	47679 8.8	32736 6.0	18103 3.3	4713 .8	542014
1903	160064 29.4	85268 15.7	70502 12.9	65059 11.9	58560 10.8	48215 8.9	33076 6.1	18432 3.4	5299 .9	544475

- (注) 1. 各年度とも、上段が生徒数であり、下段が百分率である。
 2. 1886年および1887年のVII欄の生徒数にはEx-VIIの生徒数が含まれている。
 3. Final Report of the School Board for London, 1904, p.158

イギリス 1870 年初等教育法の展開 (四)

〈表 11〉 学校に登録している生徒の年齢別構成 (実数と比率)

At Lady Day	Under 3 years	3 and under 4 years	4 and under 5 years	5 and under 6 years	6 and under 7 years	7 and under 8 years	8 and under 9 years	9 and under 10 years	10 and under 11 years	11 and under 12 years	12 and under 13 years	13 and under 14 years	14 years and over	15 years and over	Total
1886	380 .1	8661 2.3	21073 5.6	34563 9.2	42756 11.4	45241 12.1	44033 11.7	45165 12.0	43642 11.6	40322 10.8	32387 8.6	14223 3.8	3141 .8	...	375587
1887	436 .1	10934 2.7	24922 6.1	38873 9.6	45687 11.3	49653 12.2	46940 11.6	46364 11.4	46241 11.4	42643 10.5	35074 8.6	14825 3.7	3380 .8	...	405972
1888	360 .1	10763 2.6	24416 5.9	39846 9.6	46280 11.1	50838 12.2	48709 11.7	48066 11.6	46879 11.3	44431 10.7	36413 8.8	15117 3.6	3492 .8	...	415610
1889	438 .1	11622 2.7	26949 6.2	41908 9.7	48542 11.3	52098 12.1	50222 11.6	50713 11.8	48581 11.3	44432 10.3	37264 8.6	15114 3.5	3425 .8	...	431308
1890	407 .1	11737 2.7	27142 6.2	42590 9.7	48777 11.1	54019 12.3	50650 11.6	51726 11.8	50326 11.5	45794 10.5	36881 8.4	14734 3.4	3273 .7	...	438056
1891	458 .1	12019 2.7	27600 6.2	43242 9.6	50482 11.3	54409 12.1	52956 11.8	51969 11.6	51130 11.4	47885 10.7	38155 8.5	14570 3.3	3232 .7	...	448107
1892	407 .1	13198 2.8	29572 6.3	44982 9.7	51895 11.1	55658 12.0	52626 11.3	53931 11.6	52036 11.2	48725 10.5	42207 9.1	16150 3.5	3755 .8	...	465142
1893	423 .1	13491 2.8	30407 6.4	46819 9.8	52727 11.1	55518 11.7	53465 11.2	53736 11.3	53743 11.3	49821 10.5	43145 9.1	18218 3.8	4310 .9	...	475823
1894	454 .1	12812 2.6	30478 6.3	47544 9.8	54640 11.3	55479 11.4	54080 11.1	54598 11.3	53235 11.0	51826 10.7	45088 9.3	19858 4.1	4968 1.0	...	485060
1895	329 .1	12785 2.6	29818 6.0	47151 9.5	54577 11.0	56639 11.4	53878 10.9	55287 11.2	55242 11.1	52280 10.6	48358 9.8	23000 4.6	5776 1.2	...	495120
1896	400 .1	14457 2.8	32419 6.4	48596 9.6	53718 10.6	56963 11.2	55346 10.9	55851 11.0	55392 10.9	54182 10.7	49337 9.7	25182 4.9	6246 1.2	...	508089
1897	348 .1	14215 2.7	32341 6.3	50091 9.7	54341 10.5	56964 11.0	55762 10.8	56687 10.9	55797 10.8	54261 10.5	51065 9.9	28625 5.5	6602 1.3	...	517099
1898	295 .1	13742 2.6	32274 6.2	51282 9.9	55689 10.7	55711 10.7	54798 10.6	56385 10.9	56646 10.9	54557 10.5	51307 9.9	29806 5.7	6519 1.3	...	519011
1899	214 .1	14411 2.7	32435 6.2	51808 9.8	56559 10.7	57577 10.9	54377 10.3	56079 10.6	56474 10.7	55535 10.5	52598 10.0	32688 6.2	7074 1.3	...	527829
1900	255 .1	13269 2.5	32488 6.2	51427 9.8	56566 10.7	57941 11.0	55631 10.5	55302 10.5	55908 10.6	54962 10.4	53191 10.1	33276 6.3	5888 1.1	1075 .2	527179
1901	174 .1	12589 2.3	31770 5.9	52021 9.7	55109 10.3	58460 11.0	55956 10.5	56572 10.6	55031 10.5	53879 10.1	53180 10.0	40675 7.6	6015 1.2	1171 .2	532602
1902	191 .1	12686 2.3	31738 5.8	52515 9.7	55589 10.3	58277 10.7	55799 10.3	56942 10.5	55760 10.3	53662 9.9	52935 9.8	48762 9.0	6192 1.1	966 .2	542014
1903	181 .1	13936 2.5	32927 6.0	53488 9.8	55446 10.2	59311 10.0	54909 10.1	55903 10.3	56104 10.3	54364 10.0	52492 9.6	48267 8.9	6105 1.1	1042 .2	544475

- (注) 1. 各年度とも上段が生徒数であり、下段が百分率である。
2. 1901 ~ 1903年の「7才以上8才未満」の欄の数字には、「8才以下ではあるが年齢が不確かな生徒」の数が含まれ、同じ年度の「10才以上11才未満」の欄の数字には、「10才以上で Infants' departments にいる生徒」の数が含まれている。
3. Final Report of the School Board for London, 1904, p.157

2級教員免許状所有者・・・年額L20ないしL25
 3級教員免許状所有者・・・年額L25ないしL30
 ただし、この割増賃金の支払は、次の3点が条件とされる。

- ① 学校理事会は、当該教師にたいし、上記割増賃金の少なくとも2倍の給与を支払っていること。
- ② 学校理事会は、当該教師にたいし、無料で住宅を貸与していること。
- ③ HMIが、当該教師の性格、品行、勤務成績について良好であり、当該学校も効果的に教育をおこなっていると認定していること。⁵⁶⁾

みられるように、pupil-teacher systemは、1846年に導入されたものであった。したがって、1870年の時点でそれは、およそ四半世紀の歴史をもつものであった。

本稿が依拠しているロンドン教育委員会最終報告書によれば、ロンドン教育委員会の初期の時代、他県に比してロンドンにおいては、他の徒弟制度と同様に、pupil-teacher systemはうまく機能していなかったという。

たとえば、他県の大工の徒弟は、親方と一緒に住み、一緒に仕事をするのが普通である。そして、小さな仕事場での様々な活動のなかで鍛えられる。これに対しロンドンの徒弟は、仕事場から遠く離れたところに住み、職長(foreman)の下で働らくが、職長は仕事をしている間しか徒弟の面倒をみない。こうした結果、他県の徒弟の方が、ロンドンに比べてはるかに良く教育されるのである。全く同様のことがpupil-teachersにも言えるのであって、田舎のpupil-teachersは、教員住宅に住み、すぐ近くにはchief managerの家があり、小さな学校であらゆる仕事を責任をもってやらされるのである。これに対し、ロンドン教育委員会所管のpupil-teachersは、大規模な学校で働らく、教師の家など近くにはない。そのうえ、ロンドン教育委員会所管の学校の成人教師(adult teacher)1人につき、およそ2人のpupil-teachersと複数のpupil-teacher志願者がついておりという状況であった。要するに、ロンドンのpupil-teachersをとりまく条件は悪く、よく教育されなかったというわけである。⁵⁷⁾

当時のCodeは、pupil-teachersについて次のことを定めていた。

- (1) pupil-teacherになれる年齢は13歳以上とする。その志願者(the candidates)は、場合によっては13歳未満であってもよい。
- (2) pupil-teachersとcandidatesは、毎日平均5時間学校の仕事(Keeping and teaching the school)に従事しなければならない。

(3) pupil-teachersとcandidatesは、自習するほか、毎日平均1時間校長の講義を受けなければならない。当時の校長は、ただでさえ多忙であったから、上記の校長講義は午前7時から8時にかけておこなわざるをえないという状況であったという。そして、このことは結局、校長とpupil-teachers双方の熱意をそぐことに結果した。

そこで、この無理なしくみの改善が必要となり、School Management Committeeの委員長Mr. Rodgersが中心的な役割を演じることになる。彼が当初考えた改善の方向は、次の四点であった。

- (1) pupil-teachersは、少なくとも一般教育(the elements of general education)を充分受けた後に、学校の授業を担当するようにすること。つまり、pupil-teachersが授業を受けつつようになる時期を遅らせる必要があること。
- (2) pupil-teachersへの講義は校長だけができるというしくみを改めて、充分資格のある教師(assistant teacher)も講義することができるようにすること。
- (3) 十分な数のpupil-teachersが1ヶ所に集められ、クラス別の組織的な講義がおこなわれるようにすること。
- (4) pupil-teachersは学校の仕事に1日中拘束されるということがないようにすること。

Rodgersの努力はスムーズに進行したわけではなかったが、1875年2月にはSchool Management Committeeからロンドン教育委員会に改善計画が提出された。ロンドン教育委員会は同年6月、一部修正のうえ、同計画を採択した。主な改善点は、次のとおりであった。⁵⁸⁾

- (1) この改善計画は、男子のpupil-teachersのみに適用される。
- (2) 14才未満の者は、pupil-teacherのcandidateとなることはできない。
- (3) ロンドン教育委員会は、candidate pupil-teacherとして6ヶ月間の見習期間(period of probation)を経た者でなければ、pupil-teacherとして採用することはできない。
- (4) pupil-teacherがevening schoolの仕事にたずさわるとは、厳禁される。
- (5) pupil-teacherをクラス担任として責任をもたせようとする場合は、pupil-teacherとして3年間以上訓練された者でなければならない。ただし、3年未満の者であってもクラス担任の教師を補佐することができる。
- (6) 可能な地域においては、適当な距離にある数校が

グループとなり、共同して、pupil-teachers および candidates に対する講義をおこなうものとする。この場合、各グループごとにセンター校を1校選定し、pupil-teachers と candidates はこのセンター校へ通って講義を受けるものとする。また、この講義はロンドン教育委員会所管の学校長がおこなうものとする。

ところがこの改善計画は中央政府(教育局)の承認するところとはならず、1875年12月に、この改善計画の実施は事実上断念されてしまった。教育局が、各校校長による pupil-teacher に対する毎日の講義を中心とする伝統的な pupil-teacher system に固執したためである。しかしロンドン教育委員会は、あきらめることなく改善計画を検討し、教育局との折衝を続けたのであった。

B Evening School から Teachers' centre へ

ロンドン教育委員会の努力は、ついに報いられた。1880年のCode改正により、pupil-teachers に対する講義は、その pupil-teacher が勤務する学校の教師であるかないかを問わず、また校長であるかないかを問わず、有資格教師(any certificated teacher)がおこなうこととされたからである。

そこでロンドン教育委員会は、1881年11月3日に、School Management Committee の提案をほとんど修正なしで採択し、central class で pupil-teachers に対する講義をおこなうという新しい計画を決定した。その大要は、次のとおりであった。⁵⁹⁾

- (1) School Management Committee が選定した学校に、pupil-teachers に対する集団的な教育(collective instruction)のための central class を設ける。
- (2) このクラスは、月曜日と水曜日の午後6時～8時、土曜日の午前9時～12時30分に開かれる。
- (3) 教科はCodeの承認しているものに限定される。
- (4) 講師は、選抜された有資格教師と、Languages や Science のような教科については特別に契約した講師とする。
- (5) 聖書についての講義(Scripture instruction)は、従来どおり、pupil-teacher が勤務する学校の校長がおこなう。
- (6) 指定された central class のある学校から1マイル以上離れたところに住んでいる pupil-teacher には、交通費を支給する。
- (7) 校長は、pupil-teacher が central class へ通うため学校を離れても支障が無いように、学校運営

計画を策定する。

実は、このほかに School Management Committee は、voluntary schools からの pupil-teachers も、小額の授業料でこのセントラル・クラスへ入学できるようにすることを提案したが、法的疑義があり、採択されなかった。しかし、1883年以降、ロンドン教育委員会は、これを受け入れている。

授業料については、当初徴収されていたが1895年以降廃止された。

この制度は、pupil-teachers をクラスに分け、教科別に、体系的に専門教師から教育を受けさせるという点で、従前の養成方法にくらべてはるかに優れていた。しかし他面、この制度は、月曜日と水曜日の夜間に講義を受けなければならないことなど、pupil-teachers に過重な負担を強いるものであって、新制度は全体として成功したとは言えなかったようである。

ロンドン教育委員会は1884年にはこの制度の改善に着手し、部分的な改善のあと、1884年4月24日に、要旨次のことを決定した。⁶⁰⁾

- (1) pupil-teachers が evening classes へ出席する必要はないものとする。
- (2) すべての pupil-teachers は、週に、半日を2回(two half-days)と土曜日の午前中、central classes へ講義をうけに通うべきこと。
- (3) 上記の時間帯以外においても、勤務校の業務に支障のない限り、pupil-teachers は central classes へ出席することができる。
- (4) 同一学校に勤務する pupil-teachers が central classes へ出席する時間帯は、相互にずらすなど、学校の業務に支障がおこらないよう計画されなければならない。

みられるようにこの決定は、“evening schoolでの講義”から、“day schoolでの講義”による養成への転換を意味していた。教育局も、特定の学校にこのための特別教室を付設することに同意し、1885年8月に最初のパーマネントな pupil-teacher's center が開設された。(1895年までに、12のセンターが開設された。)

ところで、1885年11月にはロンドン教育委員の改選(選挙)がおこなわれ、新たな委員会が成立した。新しい pupil-teacher 制度の運営には予想以上の多額の経費がかかっていることから、新しく成立したロンドン教育委員会の内部には新制度への異論も多く、1886年7月8日に16対15というわずか1票差で新制度の存続を決定するというあり様であった。

しかしこれ以降は、細部において重要な変化はあったものの、pupil-teacher 制度の骨格は変わらなかった。

ここでいう細部の変化には、次の二つの方向が認められる。⁶¹⁾

第1は、pupil-teachersの勤務校で仕事をする時間を減らし、また受けもつ生徒の人数を減らすという方向である。すなわち、

① 1886年には、seniors(第3年目以上のpupil-teachersのこと)は、毎週、2回の半日と土曜日の午前中central classesへ出席しなければならないとされ、その余の時間は勤務校で過ごすこととされていた。また、同年において、juniors(candidatesと第1年目及び第2年目のpupil-teachersのこと)は、一週間に、5回の半日をcentral classesで、同じく5回の半日を勤務校で過ごすなければならないとされていた。(1887年に、seniorsも土曜日の午前中central classesに出席しなければならないとされた。)

② 1891年に、seniorsが勤務校で教える時間が、2週間につき半日減らされた。

③ 1895年に、すべてのpupil-teachersに、毎週半日の休養時間が認められた。(seniorsは、この半日の休養時間を学校勤務時にとることとされた。)

④ 1898年に、seniorsの勤務時間がjuniorsと同じになった。(つまり、毎週、土曜日の午前中を含んで5回の半日をcentral classesで、同じく5回の半日を勤務校で過ごすこととなった。)

⑤ 1898年の2月に、教職への適性をためすという目的で、candidatesは3ヶ月間は学校に全日勤務する(つまり、central classesには出席しない)こととされた。しかしこの決定は同年6月には廃止され、candidatesは最初の2ないし3ヶ月間は、学校とセンターに半々ずつ通うこととされた。

⑥ ロンドン教育委員会が1人のsenior pupil-teacherが受けもつべきと定めた生徒数は、1890年までは40人であった。これが、1890年から1898年までは30人となり、1898年以降は20人となった。juniorsは、1884年以降は、教職員の数に算入されていない。

第2は、資質の高い者をpupil-teacherに獲得するための方策の追求であった。すなわち、ロンドン教育委員会は、

① pupil-teacherになれるルートのひとつとして試験制度を認め、1886年以降 junior Oxford or Cambridge Local examinationの活用を、1897年以降 College of Preceptors' examinationの活用を始めた。

② 1893年以降Senior Oxford or Cambridge Local examinationの合格者に対してはapprenticeshipの期間の短縮をおこなった。同様に、1896年以降は、London Matriculation examinationの合格者に対して、

1900年以降は“School of Science”の資格取得者に対して、その期間の短縮がおこなわれた。

しかし他方、training collegeの収容力が不足していて、Queen's Scholarshipを得るための試験の競争が大変きびしくなった。そのため、Queen's Scholarshipの試験を受けるのを遅くしてよい成績をとることをねらい、いつまでも学校に居続けるpupil-teachersが出現するようになった。そこでロンドン教育委員会は、1901年11月に、① pupil-teachersは20歳になる前にQueen's Scholarshipの試験を受けるよう奨励すること、② pupil-teachersの訓練の全期間をおよそ5.5年から4.5年に1年間短縮すること、を決定した。

こうした努力にもかかわらず、ロンドンでの教師は大変不足していた。20世紀に入ってから数年間、ロンドン教育委員会は毎年1,000人の新採用教師を必要としていたが、平均すれば毎年500人のpupil-teachersがKing's Scholarshipの試験に合格するのみで、しかもそのうち有資格教師になるのはせいぜい80%という状況であった。

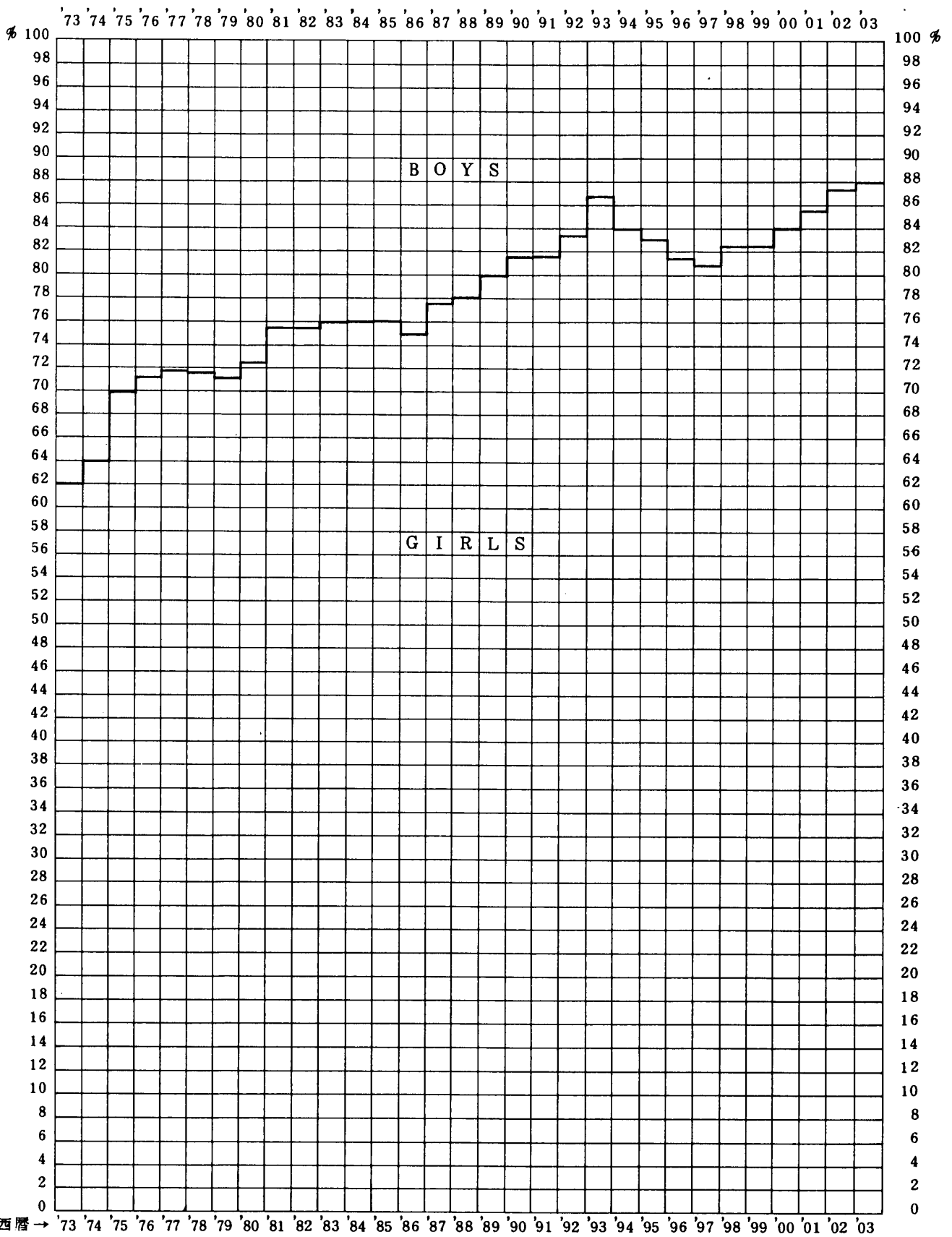
またこうしたなかで、<表12>からわかるように、一時増えはじめたboy pupil-teachersの比率が、ふたたび減少に転じたことも注目される。(つづく)

〔注〕

- 44) Final Report of the School Board for London, 1904, p.99
- 45) 拙稿「イギリス1870年初等教育法に関する一考察」1978年、北海道教育大学紀要(第一部C)第29巻第1号、19-20頁。
- 46) Final Report of the School Board for London, 1904, p.99
- 47) Ibid., p.102
- 48) Ibid., p.102
- 49) Ibid., p.103
- 50) Ibid., pp.106-107
- 51) Ibid., pp.115-116
- 52) Ibid., p.132
- 53) Ibid., p.133
- 54) Ibid., p.134
- 55) Ibid., p.153
- 56) H. C. Dent “The Training of Teachers in England and Wales 1800-1975” 1977, Hodder and Stoughton, pp.17-18
- 57) Final Report of the School Board for London, 1904, pp.136-137
- 58) Ibid., p.138
- 59) Ibid., p.141

イギリス1870年初等教育法の展開(四)

〈表12〉 1873年から1903年間のPupil-teachersの男女比率



(注) Final Report of the School Board for London, p.148

60) Ibid., pp.142-143

61) Ibid., pp.145-146